

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	滝川市立高等看護学院
設置者名	滝川市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門	看護科	夜・通信	78 単位 2337 時間	9 単位 240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

2019 年度は、シラバスとは別途の資料として実務経験者のある教員の一覧を学生に配布。2020 年度より学院のホームページで公表予定。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	滝川市立高等看護学院
設置者名	滝川市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	2020年4月1日までに、外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程の整備を確実に実施する予定である。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
（備考） ・2020年4月1日までに、複数の外部人材の選任を確実に実施する。		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	滝川市立高等看護学院
設置者名	滝川市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・各科目の授業方法及び内容、年間の授業計画については、学院「教育内容」を参照 ・各科目の到達目標は、教育理念・教育目的・教育目標と整合性をもつように作成している。 ・シラバスの内容は、授業内容、授業方法、到達目標、成績評価方法、参考文献である。 ・各担当講師のシラバスは、4 月上旬に「教育内容」として発刊している。発刊した「教育内容」は、4 月に全学年と講師に配布している。	
授業計画書の公表方法	刊行物である「教育内容」に掲載している。 入手方法は、滝川市立高等看護学院へ電話で申し込み。

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

・単位の認定については、第5章学則16条、および履修規定に定められている。主な内容は以下の通りである。

学則

第5章単位の修得認定（一部抜粋）

第16条 授業科目に係る時間数の3分の2（実習にあつては、4分の3）以上の時間出席した学生は、その授業科目を履修したものとする。

2 授業科目を履修した者は、単位を認定する試験又は実習評価を受けることができる。

3 前項の試験又は実習評価は、1科目100点満点とし、60点以上の者に単位を認定する。

4 次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める授業科目の単位の認定について学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の単位の認定を行うことができる。

(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3備考第2項イからヌまでに掲げる学校等に在学していた者

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者 別表に掲げる基礎分野の授業科目（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第2条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野の項又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める人間と社会の項に掲げる科目に限る。）

5 前項の規定により認定を行うことができる単位数の合計は、別表に定める単位数の合計の2分の1を超えないものとする。

6 欠席の理由が正当であると認められるものは、その授業科目について追試験又は追実習及びこれに係る実習評価を受けることができる。

7 試験又は実習評価の結果が合格点数に達しない者は、その授業科目について再試験又は再実習及びこれに係る実習評価を受けることができる。

8 第3項の規定にかかわらず、前2項の規定による試験又は実習評価の結果が学院長が別に定める基準に達した者に単位を認定する。

履修規定

(単位の履修)

第2条 滝川市立高等看護学院学則（昭和46年滝川市規則第87号。以下「学則」という。）第16条第1項ただし書に規定する学院長が別に定める者は、出席時間数が同項本文に規定する時間数に達しない者のうち、同項本文の規定により授業科目を履修したものとされた者と同等の能力があると認められるものとする。

2 学則別表の専門分野Ⅱ及び統合分野の区分に係る臨地実習の授業科目を履修することができる者は、同表の専門分野Ⅰの区分に係るすべての授業科目の単位を修得している者とする。

(授業科目の再履修)

第3条 授業科目の単位を認定されなかった者が翌年度においてその授業科目に係る単位の認定を受けようとするときは、原則として授業の再履修をしなければならない。

(試験又は実習評価)

第4条 試験は、各学期末に定期試験を行う。ただし、授業科目の性質によりこれにより難しいときは、この限りでない。

2 学生は、前項の試験に遅刻した場合であっても、当該試験を受験することができる。この場合において、当該試験時間の延長は認めないものとする。

3 同一授業科目を複数の教員で分担している場合における当該授業科目に係る評価方法は、学院長が別に定める。

4 実習評価は、各実習ごとに行う。

5 試験及び実習評価の結果に応じた評価は、次のとおりとする。

	合格			不合格
点数	100点～80点	79点～70点	69点～60点	60点未満
評価	A	B	C	D

(既修単位の認定)

第5条 学則第16条第4項の規定により単位の認定を受けようとする者は、入学時に速やかに既修単位認定願に当該認定を受けようとする単位を履修した学校等の長が発行する成績証明書又は単位修得証明書を添えて学院長に提出しなければならない。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1. 個人の総合点÷科目数＝個人の平均点

2. 1で算出した平均の数値を59点以下、60点～69点、70点～79点、80点～89点、90点～100点に分類し、成績の分布状況を把握する。

客観的な指標の算出方法の公表方法	刊行物である「教育内容」に追加資料として掲載。入手方法は、滝川市立高等看護学院に問い合わせ。
------------------	--

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

- 卒業の要件については、学則第17条18条に定められている。

学則第17条 卒業の要件

- 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業することができない。

学則第18条 卒業

- 学院長は、別表に掲げるすべての授業科目の単位修得の認定を受けた者に対し、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

卒業の認定に関する方針の公表方法	インターネットで公開されている滝川市の例規集から学則を閲覧することができる。 http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/200soumubu/01soumu/ また、当校の刊行物「学院生活」に記載されている。 入手は、滝川市立高等看護学院へ申し込み。
------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	滝川市立高等看護学院
設置者名	滝川市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程		看護科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数		開設している授業の種類					
				講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	3000 時間/105 単位 単位時間／単位		単位 1893 時間 /単位	単位 72 時間/ 単位	単位 1035 時間 /23 単位	単位時間 /単位	単位 20 時間 /単位	
				単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数		兼任教員数		総教員数	
75 人		70 人	0 人	8 人		86 人		94 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・各科目の授業方法及び内容、年間の授業計画については、学院「教育内容」を参照 ・各科目の到達目標は、教育理念・教育目的・教育目標と整合性をもつように作成している。 ・シラバスの内容は、授業内容、授業方法、到達目標、成績評価方法、参考文献である。 ・各担当講師のシラバスは、4月上旬に「教育内容」として発刊している。発刊した「教育内容」は、4月に全学年と講師に配布している。 ・年間3000時間中、実習1035時間、演習72時間、講義1893時間行っている。 講義は、学生1人1人が専門職業人として成長することを期待し、他者と協働できる力や自分の意見を発言できるように協同学習を取り入れている。また、演習や20時間実技チェックを取り入れ、専門的な知識・技術・態度が確実に身に付くようにしている。さらに実習で知識・技術・態度の統合を図っている。

成績評価の基準・方法

(概要)

・単位の認定については、第5章学則16条、および履修規定に定められている。主な内容は以下の通りである。

学則

第5章単位の修得認定（一部抜粋）

第16条 授業科目に係る時間数の3分の2（実習にあつては、4分の3）以上の時間出席した学生は、その授業科目を履修したものとする。

- 2 授業科目を履修した者は、単位を認定する試験又は実習評価を受けることができる。
- 3 前項の試験又は実習評価は、1科目100点満点とし、60点以上の者に単位を認定する。
- 4 次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める授業科目の単位の認定について学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の単位の認定を行うことができる。
 - (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3備考第2項イからヌまでに掲げる学校等に在学していた者
 - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者 別表に掲げる基礎分野の授業科目（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第2条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野の項又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める人間と社会の項に掲げる科目に限る。）
- 5 前項の規定により認定を行うことができる単位数の合計は、別表に定める単位数の合計の2分の1を超えないものとする。
- 6 欠席の理由が正当であると認められるものは、その授業科目について追試験又は追実習及びこれに係る実習評価を受けることができる。
- 7 試験又は実習評価の結果が合格点数に達しない者は、その授業科目について再試験又は再実習及びこれに係る実習評価を受けることができる。
- 8 第3項の規定にかかわらず、前2項の規定による試験又は実習評価の結果が学院長が別に定める基準に達した者に単位を認定する。

履修規定

(単位の履修)

第2条 滝川市立高等看護学院学則（昭和46年滝川市規則第87号。以下「学則」という。）第16条第1項ただし書に規定する学院長が別に定める者は、出席時間数が同項本文に規定する時間数に達しない者のうち、同項本文の規定により授業科目を履修したものとされた者と同等の能力があると認められるものとする。

- 2 学則別表の専門分野Ⅱ及び統合分野の区分に係る臨地実習の授業科目を履修することができる者は、同表の専門分野Ⅰの区分に係るすべての授業科目の単位を修得している者とする。

(授業科目の再履修)

第3条 授業科目の単位を認定されなかった者が翌年度においてその授業科目に係る単位の認定を受けようとするときは、原則として授業の再履修をしなければならない。

(試験又は実習評定)

第4条 試験は、各学期末に定期試験を行う。ただし、授業科目の性質によりこれにより難しいときは、この限りでない。

2 学生は、前項の試験に遅刻した場合であっても、当該試験を受験することができる。この場合において、当該試験時間の延長は認めないものとする。

3 同一授業科目を複数の教員で分担している場合における当該授業科目に係る評価方法は、学院長が別に定める。

4 実習評定は、各実習ごとに行う。

5 試験及び実習評定の結果に応じた評価は、次のとおりとする。

	合格			不合格
点数	100点～80点	79点～70点	69点～60点	60点未満
評価	A	B	C	D

(既修単位の認定)

第5条 学則第16条第4項の規定により単位の認定を受けようとする者は、入学時に速やかに既修単位認定願に当該認定を受けようとする単位を履修した学校等の長が発行する成績証明書又は単位修得証明書を添えて学院長に提出しなければならない。

卒業・進級の認定基準

(概要)

卒業の認定は、学則第17条、18条に定められている。

学則第17条 卒業の要件

・欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業することができない。

学則第18条 卒業

・学院長は、別表に掲げるすべての授業科目の単位修得の認定を受けた者に対し、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

学修支援等

(概要)

- ・履修ガイダンス～入学した4月に、クラス全体に履修ガイダンスを行い、単位の履修方法、卒業までに必要な単位数、授業の進め方等について具体的に説明している。
- ・クラス担任制～クラス毎に担任と副担任の専任教員を2名配置し、学生の話丁寧「聴く」ことを大切に学修全般についてのアドバイスや相談に応じている。3年間を通してきめ細やかな指導とサポートを行っている。
- ・アドバイザー制度～最終学年時に、学修上の問題について、いつでも相談を受けることができるように3～5名の学生に担当教員1名を配置している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
26 人 (100%)	1 人 (3.8%)	25 人 (96.2%)	0 人 (0 %)
（主な就職、業界等） ・ 滝川市立病院、旭川医療センター、北彩都病院、旭川赤十字病院、JCHO 札幌北辰病院、JCHO 北海道病院、恵佑会札幌病院、手稲溪仁会病院、板橋中央総合病院、北海道立旭川高等看護学院			
（就職指導内容） ・ 主に担任、副担任による進路相談や小論文や面接の指導を行っている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 国家試験合格率（5 年間合格率平均 99%） ・ 2014 年度 看護師国家試験 100% ・ 2015 年度 看護師国家試験 100% ・ 2016 年度 看護師国家試験 96% ・ 2017 年度 看護師国家試験 100% ・ 2018 年度 看護師国家試験 100%			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
72 人	1 人	1.4%
（中途退学の主な理由） ・ 一身上の都合		
（中退防止・中退者支援のための取組） ・ 各学年に担任・副担任を置き、学生の学修や生活に関する全般的な相談に対し支援を実施し中途退学の防止を行っている。また、各教員が「スーパービジョン」の研修を受講し学生が専門職業人として成長できるように支援している。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護科	50,000 円	180,000 円	0 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己評価結果については、学院ホームページに掲載。 http://med.takikawa.hokkaido.jp/gakuin/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
・学校関係評価委員会を年度末に毎年実施する。構成員は、学院長が指名した外部者2名（卒業生、元滝川市立高等看護学院職員、元滝川市立病院職員等）と学院長、教務部長、事務長、教務課長、教務課長補佐、教務主任である。 ・実施方法は、学校から提出された自己評価報告書と教員・学生からの聴取により、学校評価を実施する。 ・主な評価内容は、教育理念、教育目的・目標、教育課程、教育評価、経営管理、入学・卒業、地域社会、研究に関することである。 ・評価結果については、学院長指示により、改善策を次年度より実施する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学校関係者評価を確実に実施し、2020年度からのその結果を公表するために委員の選任を行う		
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・2020年度からホームページ上で評価を確実に公表する。		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 教育活動状況については、刊行物である「教育内容」「学院生活」に掲載されている。入手方法は、滝川市立高等看護学院に問い合わせ。また、学校ホームページでも一部閲覧できる。 http://med.takikawa.hokkaido.jp/gakuin/
--